

第8回規制改革会議議事概要

1. 日時：平成25年5月2日（木）9:30～11:48
2. 場所：中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、
翁百合、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、
長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
 - （政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、寺田内閣府副大臣
山際内閣府大臣政務官
 - （参考人）山口洋JPホールディングス代表取締役
 - （経済産業省）松尾産業技術環境局環境政策課長、村上商務流通保安グループ電力安全課長
 - （環境省）鎌形大臣官房審議官、上杉環境影響評価課長
 - （厚生労働省）鈴木大臣官房審議官、橋本保育課長、中井職業家庭両立課長、
友藤福祉基盤課長
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、羽深規制改革推進室次長、
館規制改革推進室次長、中原参事官、武藤参事官、三浦参事官、
大熊参事官
4. 議題：
 - （1）石炭火力発電に対する環境アセスメントについて
 - （2）保育に係る規制改革について
 - （3）各ワーキング・グループ中間報告
 - （4）「規制改革実施計画」について

5. 議事概要：

○岡議長 第8回「規制改革会議」を開会する。本日は甘利大臣、大崎委員、金丸委員が御欠席。はじめに稲田大臣から御挨拶を。

○稲田大臣

今日は石炭火力発電に対する環境アセスメントについて、経済産業省及び環境省から御報告を伺った後に、保育に係る規制改革についての会議としての見解を審議していただくことになっている。

規制改革会議やワーキング・グループで非常に精力的に御審議いただいていることに感謝している。

いよいよ中間報告等も上がってきて、規制改革会議としての取りまとめも佳境に入ってくるのではないかと。ひるまず、大胆に改革を進めていくということ

で、本当に今回はきちんと一つ一つ、結果を出していく規制改革にしていきたいと思います。

また、今日は政府として規制改革実施計画の策定を御提案させていただくことにしている。当会議と政府が一丸となって実効性のある改革に取り組んでまいりたいので、本日も皆様方の忌憚のない、そして建設的な御意見をよろしくお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

○岡議長 議事に入る前に、4月17日及び23日の産業競争力会議にて、私から規制改革会議の活動報告を行ったことを御報告する。お手元資料を適宜御参照。

次に、本会議で取り組む最優先案件のうち、電力システム改革については、既に関連法案が国会に提出されたため、現時点では当会議としての対応は必要ないと思われる。したが、当面の審議の対象からは除外するが、今後の状況を見守りつつ、必要な場合にはしかるべく対応していくこととする。

(1) 石炭火力発電に対する環境アセスメントについて

○岡議長 それでは、議題1「石炭火力発電に対する環境アセスメント」に入る。4月1日に取りまとめた見解にて、経済産業省及び環境省に1カ月以内に結論を得るよう要請していたが、本日、両省からご説明をお願いしたい。

○環境省(鎌形審議官) 石炭火力の環境アセスメントについて、経済産業省と環境省の案件だが、代表して私から御説明させていただく。

本件については4月1日に見解をいただいているが、私ども経済産業省と環境省の間で2月から局長級の会議を開き、課長級、担当も含めて随時検討を進め、4月26日、先週の金曜日に、取りまとめて公表したことを御報告申し上げます。

まず資料1の最後に燃料調達コスト引き下げに向けた当面のアクションプラン(抄)を付けている。これは燃料調達コスト引下げ関係閣僚会議、官房長官、経産大臣、外務大臣、環境大臣からなる集まりで、全体的な燃料調達コストの引下げについて議論し、4月26日にアクションプランという形で取りまとめられたもの。この4月26日の会議において、経産省、環境省から石炭火力の環境アセスメントについても取りまとめを報告したもの。そのアクションプランの中ではこの紙の下のほうに当面のアクションとして、下線部の2点が、アクションプランに盛り込まれている。

まず1つは、環境アセスメントの手續期間短縮として、従来3年程度掛かる火力のリプレイスを1年強程度に短縮するなどの取組を行うということ。

1つ飛び3つ目のポツで、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議の取りまとめ、これから追って御説明するが、その取りまとめを元に電気事業

分野における実効性ある地球温暖化対策の推進のために取り組むということと、環境アセスメントにおいて明確化されたCO2の取扱いに基づき適切に審査を行う。こういうことがアクションプランとして定められた。

その中身については、資料1の1ページ目の取りまとめの概要、始めの3行、基本的な認識。本件、関係局長級の会議では、東京電力による電源入札を中心に議論した。ただ、本件の取りまとめ自体は、それ以外のものについても適用するという形で取りまとめている。

石炭火力に関しては安定供給・経済性に資するが、環境面に課題がある。いわゆる3つのEを両立させていかなければならないという認識。

そして、このために本入札電源の必要性を確認しつつ、電力の安定供給の確保、燃料コストの削減、環境保全に取り組むための対応について、3Eについて取り組むための対応について両省間で議論をしたということ。

以下、中身は電気事業分野における実効性ある地球温暖化対策のあり方、環境アセスメントにおける二酸化炭素の取扱い、その他ということで大きく3つの点となっている。

その次のページから本文で、今の大きな3つの点を中心に御説明する。1ページ目は基本的な考え方を述べているもの。

2ページ目の3ポツから電気事業分野における実効性ある地球温暖化対策のあり方。環境アセスメントを行う上で全体的な地球温暖化対策というものをどうしていくかということが、大きく関わってくるが、国の全体の温暖化対策の計画、目標は今ゼロベースで見直す作業をしていくということで、国としては今年末の条約の締約国会合、COP19までに見直していくことにしている。

(2)、こうした国全体の計画・目標の策定と併せて、特に電気事業分野については電気事業全体の実効性のある取り組みが確保されることが必要だという認識で、電力業界全体の枠組みの構築を促していくことが基本の考え方として考えられている。

具体的な枠組みの内容としては、国の計画と整合的な目標が定められているということ。それから、対策を実効たらしめるために新電力を含む主要事業者が参加する。特に新增設石炭火力からの電力調達を予定する電気事業者は確実に参加する。

③として、枠組み全体の目標に向けた責任主体が明確ということで、需要家に電力を販売する小売段階に着目することを想定している。

④に目標達成について参加事業者が全体として明確にコミットするということで、目標達成の手段としては海外の削減による二国間オフセット・クレジットや、CDMの取得などが可能というようなことが想定されている。

⑤に新規参入者に対しても開かれており、かつ事業者の予見可能性が高い枠

組みとすること。

こういった5つの要件を満たした枠組みの構築を促し、これを（3）新しい国の地球温暖化対策計画に盛り込み、それを位置付け、国においてもその取組をPDCAということでチェックしていく。このような全体の取組をすることが前提。

その上で「4. 環境アセスメントにおける二酸化炭素の取扱い」として、2点。

1つはBATで、事業者が利用可能な最良の技術（Best Available Technology）を採用していくということ。それから、国全体の計画に整合した取組をとることをアセスメントにおいて検討していくことになる。

（1）はBAT、常に最新の技術進歩を促して、その中で対応していくということ。（2）は、今後の発電技術の開発動向も勘案して、発電技術を3つに類型することで整理していく。

A、B、Cとあるが、Aは経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電機。

Bとしては、今、動いているわけではないが、商用プラントとして着工済みの発電技術あるいは商用プラントとして採用が決定しアセスメントの手続に入っているもの。

Cはそれ以外の開発・実証段階の発電技術。このように分けて、これを最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況、いわゆるBATの参考表という形で経産省、環境省で取りまとめていくということ。現時点のものは後ろに付けている。

そういった開発状況は規模や燃料種に応じて国が整理し、公表することにした。そして、このA、B、Cに分類して整理、公表したものを元に（3）、竣工に至るスケジュール等も勘案しながら、B、つまり今、着工済みなし手続に入っている技術の採用の可能性も検討する。その上でA、つまり今、動いているもの以上のものとするように努めていく。こういったことを求めていくということ。こういったことでその内容を確認して審査を行っていくということ。Cについては事業者が自主的に採用を判断する参考情報として位置づけるということ。

（6）、このBATの参考表というのは発電設備メーカーや電気事業者等からのヒアリングをもとに、有識者の意見も聞きながら毎年度見直していくということ。

（7）判断の時点だが、環境アセスメントの手続開始時点において判断を行うということ。

（Ⅱ）は国の目標・計画との整合性。まず、国の目標・計画の達成に努めることを目的として、環境保全措置を検討しているという条件があるが、それに

については冒頭に御説明した5つの要件の枠組みに事業者が参加し、その元で二酸化炭素削減に取り組んでいくという場合には、その整合性が確保されているものと整理しようということ。

その枠組みが構築されるまでの間どうするかということだが、②、そうした枠組みが構築された後は遅滞なく参加することを表明しているということ。それまでの間だが、事業者が自主的な取組として、天然ガス火力を超過する分に相当する純増分について海外での削減に係る取組を行うなどの環境保全措置を講じる。クレジットなどでオフセットするというような場合には、国全体の計画と整合性が確保されているものと整理するということ。

長期的には、2050年の目標があるので、CCSの導入に向けた取組を国もしていくということ。

以上がアセスメントについての取扱いだが、5番目のCO2削減に向けたその他の取組ということで、海外における削減のいわゆる二国間オフセット・クレジットやCDMの取得等に係る枠組みの整理を国が進めるとともに、国、事業者で再エネ導入や省エネの取組、あるいは最新施設へのリプレイス、老朽設備の廃止あるいはバイオマス混焼といったことに引き続き努めることにしている。

また、地球温暖化対策推進法の排出抑制指針で、エネルギー転換部門についてもその指針を示していく。こういうことを定めたということ。

以上の内容に沿って両省協力して取り組んでいくことにしている。

○岡議長 ただいまの環境省、経産省合同の説明に対し、委員の皆様からの御質問、御意見を。

○安念委員 大変美しくまとめていただいたというのが実感、この間の両省の御労苦に対して深く敬意を表す。

これは単に教えていただきたいだけだが、4ページのⅡ（1）②の中に、下から2行目「天然ガス火力を超過する分に相当する純増分」というのは、もう少し噛み砕いて言うとうどういうことであるのか。さらにもう一つ、ここで言う純増分と、2ページ3.（1）の2行目の純増分というのとは、どういう関係に立っているのかを教えていただきたい。

○環境省（鎌形審議官）まず4ページ、純増分の説明は割愛したが、下に「注」があり、「注」の2、純増をどう考えるかだが、例えば今ある施設を代替するような形で作る場合には、代替あるいは廃止するものと増えている場合の差となり、全くそういった代替が特定できない、つまり新設という具合にせざるを得ない場合には、その時点での最新の天然ガスを作った場合はどうか。それを超える分ということで整理をしている。

○安念委員 例えば100万kWなら100万kWのプラントを仮に最新鋭のガス火力にしたら、これだけのCO2が出る。それを石炭にしているのです、この増分というの

を純増分と考えるということか。

○環境省（鎌形審議官） そのとおり。後者については経済産業省から。

○経済産業省（松尾課長） 2ページの純増分だが、これは今後の目標をCOP19までに見直すとなっており、その目標を検討する際に260万、石炭火力が入ることを前提にして、その分は当然CO2が増えるということで目標を検討するのではなく、それは全体として国の中で他の発電所の発電の現状を含めて、どうしていくか考えていきたいと思いますということを書いたもの。

○安念委員 了解した。

先ほどのリプレイスならつぶす分と新設する分の差だとわかる。差が大きくなるか小さくなるか分からないが、その差であると、何となく分かるような気もする。しかしCO2というのは世界全体、日本全体、そこまでのことを言わなくても、例えば電力業界、発電業界全体で減ればいいわけですね。新しい石炭火力発電所で代替するという場合、いわゆるリプレイスのときには何を代替するのかがはっきりしているが、代替関係がはっきりしていないときには新しく作る分は全部増えたとする、そういうものなのか。しかし、例えば新しい火力が100万kWできたとする。そうすると既存の、例えば東京電力なら東京電力、東北電力なら東北電力の古い効率の悪い火力は休みましょう、あるいは出力を絞りましょうと言えば、それが代替したことになるのではないか。

○環境省（鎌形審議官） まず4ページの②に掲げてある考え方は、暫定的なものだというのがまず基本。枠組みを作って、今おっしゃったように全体として管理していく。そのときには老朽火力を廃止する場合もあるし、運転のやり方で稼働率を下げる場合もあり、正に海外のクレジットを調達してくる等、様々なケースがある。それを全体で管理するというのが、そういう枠組みを作っていこうということなのだが、それができるまでの間は、個々の事業者がそれぞれ暫定的に判断しなければいけないということで、そのときに特定できる場合には特定するし、できない場合にはある種1つの割り切りとして今、最新鋭のものを入れているとしたらその差額ということで決めている。

早く枠組みができれば、こういうことにならずに対応できていくことになろうかと思う。

○経済産業省（松尾課長） 補足として1点、そもそもアセスの申請が実際にかかり、準備書が出てくるのは大体1年半とか2年かかる。そこまでには普通考えれば今の枠組みはできているはずであろう。万一できていなかった場合には、それに参加する、コミットする。しかもここで言っているのは、万が一、2019年に運開を予定しているが、2019年になってもまだ枠組みができていないことがあった場合には、その場合には現状よりも悪化しないという考え方で、増える分をクレジットで買うことを考えてくださいということで、そんなこと

が起こることは私どももほとんど想定しておらないわけだが、物の考え方としてそういうことを整理したということ。実際にはこれが発動されることはまずないだろうと思っている。

○安念委員 取り越し苦労だということがよく分かった。

○岡議長 寺田副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 私も大変よく纏めていただいたと思うが、2点ほど質問がある。

1つはリプレースの場合のアセスの期間は3年程度から1年程度に短縮、これは当然のこと。より環境負荷も軽くなり、また、省エネも進む、エネルギー効率もよくなる、エネルギーキャパも高まる、と悪いことは1つもない。

これはいつから適用するかが非常に重要で、今、私の地元でもJパワーがリプレースをしている。これは3年半と発表している。ようやく今、方法書が終わって準備書段階。これから評価書まであと1年3カ月かかるわけだ。そうすると約束期間を当然渡過しているわけだが、これには反対意見は1つも出ていない。当然のことながら環境団体からも全く異論も出ていない。全てがクリアされている状況だから、これは当然前倒ししていただけるのか。今やっているものでもできるか、というのが1つ。

2つ目は今、C分類になっているIGCCの分野。これは技術的に推進する。これは閣議決定にもなっている。どういう形で今後推進をされるのか。

○環境省（上杉課長） アセスメント手続の迅速化の件については、既に適用しており、例えば今お話があったJパワー以外に既に動いているもので西名古屋火力発電所というものがある。これについては例えば県の審査もある程度頑張って短くしていただけたという話も聞いており、我々もそれを受けて当然国の審査も短くするというので、既に実施をしている。今のお話にあったJパワーについても同様だが、ただ、調査については既に終わっており、手続に入っていて、その分を短縮というのは今回についてはもう終わってしまっているということで、その分は適用できないということだが、審査については既に出ているものについても適用していくという考え方。

○経済産業省（松尾課長） 今の話にあったIGCCを含めて、まだまだ新しい技術はいろいろあるが、研究開発の支援だとか導入支援を積極的に考えていきたいと思う。

また、新增設についても、環境省ともこのリプレースのもので今回短縮を決めた内容について活用できるものは活用していきたいということで合意しているので、なるべく早くできるところは早くしていきたいと思う。

○寺田副大臣 地元の線表を見ても工事期間よりアセスの期間のほうが長い。これは全く本末転倒で、地元でもJパワーが発表された線表があるが、なるだけ早く、これはリプレースだから、リプレースするだけでCO2の量は世界的にも

かなり減るわけで、よろしくお願ひしたい。

○佐久間委員 この資料の4ページ一番上の(7)について、確認を含めて教えていただきたい。

まず、このただし書きは非常に重要なただし書きだと思ふ。入札する場合には入札要綱等において技術要件を定めることとし、その時点でBATが採用されているか否かの判断を行うとなっている。この理解なのだが、その時点で3ページに書いてあるBATの(2)(3)について適切に判断されていれば、技術要件に書いてある技術をクリアしていれば、このBATの審査については基本的には通るという理解でいいか。もちろんそこで何か嘘が書いてあったとか、そういうことがあれば別だが、基本的にそのように適切に検討して、技術要件が定めれば、それをクリアすれば、もうこのBATに関しての審査は事実上終わっていると理解してよろしいか。

○環境省(上杉課長) この部分については、入札要綱等において技術要件を定める際に先ほど申し上げたような(2)(3)の考え方をベースにそういう要件を定めていただきたいというのが趣旨だが、もちろんそれに沿って応札をされる方も検討されていく。そういうことが確保されるのであれば、問題ないという判断ができるだろうということ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

○安念委員 佐久間委員のおっしゃったことは決定的に重要で、ここで重要なのは技術水準のスペック決めと、それをどの時点で判断するかということ。それで今、佐久間委員が特にただし書きの点が重要だとおっしゃったのは、要するに準備書の段階で判断するかそういう話ではなくて、入札要綱、つまりは仕様書を公表する段階で、何がBATであるかを判断すればよろしいということをお確認になったのだと思ふ。

そこでBATの仕様だが、ここは考え方については全く異論ないのだが、要するに平たく言えば3ページ4.(I)(2)の(A)でいいということか。

○環境省(鎌形審議官) 文字どおり書いてあるように、Bについても採用の可能性を検討した上でA以上ということで、もちろんできる限りいいものを目指していただきたいというメッセージが込められている。

○安念委員 Aでいいという理解をした。

○岡議長 思いとしてはBもだが、規定としてはAがミニマムリクワイアメントと理解した。議長としても、私どもの見解に対して真正面から、かつ、短期間でこのような方針を出していただいたことに感謝する。あとはこれで実際に高効率の石炭火力の新增設が行われることを期待。CO2問題は地球規模で考える部分が多い。日本としての方針等々も大変重要であるが、高効率の石炭火力の技術の海外展開によって、地球規模でCO2削減に貢献することも大変重要。

二国間クレジットあるいはCDMについても、国の役割がかなり大きい。そのもとで事業をする立場の者が二国間クレジットあるいはCDMを確保して、日本国内のCO2削減に貢献することはどんどんやらなければいけないと思っている。

我々事業者としても、地球規模のCO2削減に貢献しながら、かつ、日本のエネルギーについても3Eの考え方でやっていきたいと思うので、引き続きの御指導をお願いする。

(説明者交代)

(2) 保育に係る規制改革について

○岡議長 次に、議題2の保育に係る規制改革に移る。山口参考人にも御同席。

まず、厚生労働省からこれまで示された論点への対応についての御説明を。

○厚生労働省(鈴木審議官) 皆様方のお手元に資料2ということで用意をさせていただいている。2つあり、1つは先ほど岡議長からあった論点整理に対する当省の考え方と、この資料の一番後ろにカラー刷りで1枚両面あるが、去る4月19日に安倍総理から発表された、待機児童解消加速化プランについて資料をつけている。この加速化プランについては、本日は説明を省略させていただく。

それでは、資料2の1ページ目に戻っていただき、論点に対する考え方の要点を簡単に御説明する。

まず1点目、お示しいただいた保育環境格差是正のためのガイドライン策定、いわゆる株式会社の関係。これは1ページ目の一番下の5であるが、地方自治体で積極的かつ公平・公正な認可制度の運営をしていただく、こういったことを認可権者である都道府県に対してお示しする。この場合、先般の法改正を踏まえた国の考え方をお示しするという。申請を経由する市区町村に対しても徹底していただく。こういった通知を発出したいと考えている。

2ページ目、第三者評価の充実について。3番目から記載しているように、一定期間の実施率目標を定めて推進するという考え方は非常に重要。このため、評価のあり方を見直して、目標数値の設定を可能とするような条件整備、下に①、②、③と書いてあるが、コストの負担のあり方も含めて、こういった条件整備を進めてまいりたい。

3ページ、待機児童が多い地域での特例的・時限的規制緩和。従来から御説明申し上げているように、1にあるが、待機児童の問題は多様な主体に参入していただき保育の量を拡大すること、それから、保育の質確保を願う保護者の声に応える、この両立を図っていくことだろうと思っている。

そこで保育士の確保等についての配置基準自体の見直しについては、やはり保育の質確保という保護者の声に応えることには、必ずしもならないのではな

いかと思っている。そういった考え方で先ほど御紹介した待機児童解消加速化プランというものを打ち出しているの、これについて基本的に認可外の保育所についても、できるだけ速やかに保育士の体制整備を図っていただいて、最終的には認可保育所あるいは新制度の給付への移行を目指していただく。こういったことを可能にする条件整備を図ってまいりたいということ。

この関係で4ページだが、早朝、夕方の特別保育部分についての御指摘もあった。この問題は必ずしも最低基準の問題ではなくて、むしろ早朝、夕方に保育所に体制整備を図っていただくことに対して、私どもが用意している補助金が薄いという御指摘だと理解をしており、この点についても安定財源の確保をした上で、ここに応えられるようにしてまいりたい。

5ページ、パートタイム保育士の問題。今の基準でも短時間勤務の保育士を充てることができるようになっており、ただ、その際に2にあるように、保育の内容面と安全面との両立を確保していくということで進めている。いずれにしても、今の基準で短時間勤務の保育士の活用を図りながら、常勤と短時間が協力して、安定的に保育が行われるように十分対応してまいりたいと思っている。

6ページ、潜在保育士について保育士リストの更新という御提案をいただいている。これは非常に有効な方策の1つであろうと思っており、先般の補正予算でもその推進のために御活用いただける財源を用意しているので、これを御活用いただくことにより、御指摘の取組を推進していきたいと思っている。

保育を利用される方で、パート労働者の方も利用しやすいようにという御指摘。これは今の制度でも基本的に対応できるが、さらに新制度において短時間認定といった仕組みも含めて、十分に対応できる枠組みは用意できていると思っているが、この問題は4にあるように、そもそも保育の絶対量が不足しているというのが一番のネックなので、先ほど来、御紹介申し上げている加速化プランによって、とにかく保育の量拡大を図って、このパートタイムの方々へのサービス提供を含めて解決を図りたいと思っている。

7ページ、認証保育所とか認可外で働く保育士の方の保育士資格取得を容易にしていくということで、これも非常に大事な観点で、このための工夫をしてまいらなければならないと思っている。

2に書いているように、今でも通信制の受講料の補助とか、代替要員確保の支援をしている。これも基本的に加速化プランでさらに充実を図ってまいりたい。

御提案の試験回数2回ということについて検討したが、実施経費が2倍になるが、受験者数が必ずしも2倍にならないということで、個々の受験者の方の負担増になることから、その問題をどう考えるのかが難しい点だと思っている。

る。

もう一つ、合格した科目の免除期間の延長の問題。これについては予断なく専門家の御意見を伺って対応してまいりたい。

8ページの6番目、登録証の交付までに2カ月を要する。これを大幅に短縮すべきという御指摘。これは現在、登録事務処理センターというところでやっており、この体制強化を図っていく必要があるだろうと思っているので、同センターに実情を確認しながら、これを検討・対応してまいりたい。

9ページ(7)で、待機児童が多いにもかかわらず、いわゆる上乗せをしている自治体について、むしろ量確保に重点を置いたガイドラインを示したらどうかという御提案。

従来から御説明申し上げているように、地方分権との関係で大変難しい問題が横たわっている。いわゆる地方分権の法改正の中で、基準について条例で定めるとされている。当然、自治体は地域の実情に応じて設置時の条例を定めている。この条例は言うまでもないが、住民の代表となる地方議会の議決を経て制定しており、運用に当たっても量確保と同時に需要にどう応えていくか、量確保も含めて自治体で判断、運用されていると理解している。

こうした中で、国として何らかの優越的な立場から一定の方向性を示すことになると、これは地方分権の精神に抵触するといった難しい問題があるのではないかと考えている。

8点目、いわゆる避難用外階段を設けろというような設置基準があることについての御指摘。これは保育所、乳幼児を含むいわゆる避難弱者の施設で、建築基準法の上乗せ規制をしているが、これを地方分権の中で参酌基準にしたときに、国会審議の中でこの基準をもっと厳しくしなくて大丈夫なのかという精査をされた経緯がある。

しかしながら、規制についてはとにかく技術の進歩や状況の変化に応じて不断の見直しをしていくことが必要だろうと思っているので、御指摘の点について専門家の御意見や研究結果を伺いたい。

11ページ、大きな4番で保育料の適正水準の確保ということで、いわゆる認可保育所の保育料と認可外の自治体が独自でやっている保育所の保育料。これは認可外のほうが高くなっているとして、この是正をするためのガイドラインを示すべきではないかという御指摘。

保育の費用については、先ほどの自治体の上乗せ規制と同様に、それぞれ地方議会の議論を経て、自治体の財源を確保した上で利用者水準を設定している。要するに国の制度に由来するというよりは、各自治体の事情に由来してこういった状態が生じているという問題だろうと思っている。

こうした中で国がどういう立場をとるべきか、これも先ほどの上乗せの問題

と同じで、何らかの優越的な立場からああしろ、こうしろということになると、地方分権の精神との関係から差し控えるべきではないかという御議論があるだろうと思っている。

12ページの社会福祉法人の会計情報の公開。この点については御指摘を踏まえて、全ての法人で何らかの形で公表が行われるようにしてまいりたい。この公表を効果的に進めるための具体的な方策について取り組んでまいりたいと思っている。

13ページ、最後だが、これは先ほどの避難用外階段について、認可保育所だけではなくて、事業所内保育所にも同じような基準がある。これについては認可保育所の基準を見直すので、当然それが反映されていくことになるだろうと思っている。

○岡議長 ただいまの説明に対して御質問、御意見を。

○大田議長代理 全ての検討課題について前向きに御検討いただき、御礼申し上げます。

1点確認だが、1ページ目の保育環境の格差、株式会社参入が阻害されないようにということで、都道府県に通知を出すということだが、これは直ちに出すということよろしいか。

○厚生労働省（鈴木審議官） これは大臣とも相談しているので、明日出せるかというところとまた別だが、速やかに出したいと思っている。

○佐久間委員 今の岡議長代理が御指摘になったところと同じなのだが、1ページ目の問題は国から都道府県、さらに一番重要な東京都において区に実質的な実務が降りていることがよく分かったが、その点で今、御指摘された通知というのは非常に重要だと思う。特に東京に関しては区に対しての通知が非常に重要だと思う。

その中身なのだが、考え方を通知するというところだと思うが、一番重要なのは応募のときに株式会社を排除しているところがあるから、それを排除してはいけないという通知。これが明確に盛り込まれることが重要。是非その点を明確にした通知を出していただきたい。その点はいかがか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 従来から御説明申し上げているように、「いけない」という受けとめというか、そこら辺の自治体への発信の仕方だと思う。お言葉どおり受け取って「いけない」となると、これは禁止になるので法律が必要になるので、この問題は2年後に法律がそうなることが分かっている、かつ、その地域で子供に対して保育サービスが提供できていない状態がある、そのところをよく考えて、法律の精神を先取りして、今から公平・公正な積極的な運用をしていただくべきであるという通知になると思う。

これが今の法制のもとでできる限度であり、それはきちんとやってまいりた

いと思う。

○森下委員 大変前向きなお話をいただき、素晴らしいお話ではないかと思うのだが、今回、東京と横浜の話が出ているのだが、関西の話がほとんど出てこなくて、大阪も身近ではかなり待機児童が実際にいるので、大阪とか福岡とか、他の大都市圏に関しても調べていただき、適切なガイドライン等を出していただければと思う。

○厚生労働省（鈴木審議官） 正に先ほど御紹介した加速化プランを総理に打ち出させていただいたので、これを各自治体に御説明に回っている。その中で森下委員から御指摘のあった自治体の実情把握、それから、この加速化プランに乗っていただくことがとにかく一番の近道だと思っているので、今の御指摘も踏まえて十分対応したい。

○岡議長 寺田副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 前向きでないところが2カ所あり、（7）のガイドライン。これは当然自治体権限であることは百も承知している。ただ、待機児童がたくさんいて、かつ、上乘せしているとか、もちろん上乘せするかどうかは自治体権限。それは条例必置。ただ、こういう状況であることを十分勘案して、総理指示が出ているわけだから、そういうノーアクションレターを出すことは当然法的に可能であり、金融の世界ではよくやっているが、その点はどうか。

あと、ほとんどゼロ回答だった配置基準。ではなぜゼロ歳児3人に1人はよくて4人に1人は駄目なのか。もちろん重大な安全上の問題が生じたときは医療行為としてのドクターが対応するわけで、保育士の範疇ではないわけ。なぜ4人を1人が見られないのかという議論をしていない。なのでここは是非継続検討にさせていただかないと、ここがネックになっているところもある。

○厚生労働省（鈴木審議官） 自治体との関係については、御指摘いただいた国ができるのは情報の提供、公表というのは非常に重要な役割だろうと思っており、その点についてはきちんとやってまいりたいと思う。それにより、それぞれの自治体の御判断というものもあるのかなと思っている。

それから、設置基準自体の問題だが、これは実は加速化プランを出すときにも官邸ともいろいろやりとりしたが、やはり保護者の方の規制緩和に対する心配の声が非常に高いという問題があるのと、とにかく今、保育の量を増やしていかなければいけない。増やしていくのに基準を緩和するというベクトルというよりは、きちんと国が支援をし、自治体と一緒にこれを強力に進めていくというのが、総理の発表された加速化プランであろうと思っているので、まず当面これに全力を上げたい。

ただ、副大臣が御指摘になされた未来永劫この基準で揺るぎないものなのかというのは一般論だが、それは予断なくその時々状況に応じて見直していく

のは当然のことだろうと思う。

○寺田副大臣 不安に対応するのは保育士の役目ではない。だから、それは当然継続検討にしていただかないと、ゼロ歳児は現実動かない、駆け回らないわけだから、4人を1人が見られないことはないと思う。

○岡議長 ただ今のは、副大臣の御意見ということで。

○厚生労働省（鈴木審議官） 1つだけ申し上げると、国際的に見ても我が国のそのゼロ歳児の基準は決して厳しい基準ではないので、また専門的な見地も含めて、それは不断の検討が行われるべきだと思う。

○翁委員 確認だが、12ページで社会福祉法人の全ての法人について財務諸表の講評が行われるように対応していただけるということだが、これは保育サービスだけではなく、他の介護サービスなどを提供している社会福祉法人も、同時に考えているということよろしいか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 保育に限らず、全部ということで考えている。

○岡議長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 同じ12ページなのだが、迅速にということのスピード感、財務諸表は通常すぐ出せと言えども今日にでも出せるようなものを各団体は持っていると思うのだが、だから猶予を与えたとしても2カ月以内に公表しろというのは全く遅いことではなく、1週間以内でもできることだと思うのだが、どのぐらいの期間をお考えか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） これは要するに公表を義務付けというのではないが、全て対応していただくことになるので、まずは対象者にきちんと周知徹底と理解と、公表していくに当たっての枠組みを整備したいと思っている。これはいたずらに遅らせるという意味ではなく、ここに書いてあるように、効果的に進める具体的な方策を今年度検討したい。それを含めて来年度当初ぐらいには、全ての法人できちんと公表ができるような段取りにしてまいりたい。

○岡議長 納得していないようだが。

○安念委員 驚くべきことだと思う。財務諸表はあるのだから、例えばウェブを開設しているところはそこに上げると、それから、お母さんやお父さんに紙で配ってもいいから、とにかくすぐやれと言ってできないことがおよそあり得ない話。

○佐々木委員 そのとおりだと思う。今、もし例えば1カ月以内にプリントで、ウェブを作る技術がないとかおっしゃるのであれば、掲示板か何かに明日コピーを貼っておいてください。これがもしできなければ、その団体はおかしいということですから、それをすぐにできるかできないかが重要であって、その人たちに何カ月も差し上げて体裁整えたり準備すること自体が組織としておか

しいと思う。なので、これは本当に掲示板には今週中に貼れと。ウェブに上げるのは2カ月だというのは、私は一般的に全くおかしくないリクエストだと思うのだが、いかがか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） これは今、全くそういった取組のないところに求めるわけなので、しかもやる以上はきちんと全ての法人にきちんと対応していただきたいというのが私の考え方。そうすると、そこには一定の準備期間もかかることを御理解いただきたいと思う。国が単にやれと言って、それで明日からやれるという話でもないと思うので、その一定の準備期間については是非御理解いただきたい。効果的にやるためにも御理解いただきたい。

○安念委員 ナンセンス。やれるところからやらせればいい。そんな1カ月も2カ月もかかってやれないなんてところは、そもそも話にならないという評価になるのは当然。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 失礼した。問題を取り違えていまして、安念委員がおっしゃるようにやれるところからやるというのはできると思う。私が申し上げているのは、全ての法人についてきちんといいですねというのは、一定の準備期間が要るので、そういう御理解をいただければいいと思う。

○安念委員 だから御理解なんかしてもらわない必要ない。やれと言えればいい。やれないところがもしあるのなら、そもそも財務諸表がないことになってしまうのだから、そんなの初めから団体として存続している意味がないのだからいい。全部に行き渡る必要なんかない。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） やれるところはすぐ速やかにというのは、それは御指摘のとおりなので、結構である。

○岡議長 私もこの問題に対して大変関心がある。今回、厚生労働省が全ての社福を対象に財務諸表を公表するという方向性を打ち出されたこと自体、すごいことだと評価している。

私は、今までの体験から、財務諸表を持っているが公表していないというよりも、そもそも財務諸表がないのではないかと思っていた。もしあるのだったらすぐ出せるという話になるが、なかなかそこまでいっていないところもあるなら、もう少し早くやっていただくことでどうか。

○山口参考人 私は社会福祉法人の理事長もしているので財務諸表のことは分かっているつもりなのだが、我々は都道府県に対しても年1回提出しているので、都道府県のレベルで全部把握して、その資料を持っていらっしゃるのではないか。それを公表するだけだと思う。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 都道府県というか、所轄庁に対して年1回提出する、報告をするという形になっている。

今回もともと社会福祉法人に対して自主的にインターネット等を通じて公表

してくださいということをお願いをしている。さらに今後それを強めて指導をしていきたいと考えており、当然できるところからやっていただくというのは御指摘のとおりで、前向きに対応させていただきたい。

○安念委員 それは困る。とにかく見たいだけなのだから、誰が発表する名義人か何かどうでもいい。要するに情報のあるところを出せばいい。全部を都道府県が把握しているなら、都道府県に出させればいいではないか。何のコストもかからないだろう。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 都道府県から出していただくのに、やはり一定の協議も必要になってくるので、それよりは各法人をお願いをしていく形を今、考えている。

○安念委員 47の主体と協議するのと、万の単位ある法人に言うのと、どちらがコストとして安いのか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 都道府県が所轄庁ではなく、現在、市が所轄庁になっている。

○安念委員 そんなのどっちでもいい。

○鶴委員 教えていただきたいのは、財務諸表という場合にどういう数字を発表しなければいけないのかとか、ひな形というのはきちんと定められたものがあって要請というか、公表の仕組みになっているのか。財務諸表を出せばいいと。それぞれのところがみんな別の基準で違うものを作ってという形になっているのか。そこはどういう、事実確認だけだが。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 現在、財務諸表を自主的に公表してくださいという形にはなっているが、フォーマットは特段お示しをしていない。だから、その辺を整えたり条件整備をする必要、関係者の御理解も必要だと考えて、一定のお時間をいただきたい。都道府県から出していただく、自治体から出していただくことになれば、自治体が主体になるので、その辺の御相談もさせていただきたいと考えている。

○岡議長 社福であろうと何であろうと法人である以上、会計基準に則り財務諸表を作成しているはず。ただ、先ほど言い過ぎだったかもしれないが、従前の厚労省とのやりとりから、作っていないところもありそうな感じがしたので、まずは、財務諸表をきちんと作るだけでもいいのではないかと思っていた。本来なら、その財務諸表が正しいかどうか、会計監査をきちんとしてから発表してもらったらよりいいのだが、そこまでやったらますます時間がかかるから、とりあえずは監査前の段階であったとしても、国の会計基準に基づいたものを作らせようと、私は鈴木審議官の説明をそう受けとめた。そうした場合には、時間がかかるかもしれないが、全ての社福を対象とするのはすばらしいこと。今までは、ある程度の規模がなければ難しいのではないかという話だったので、

そこまで全く期待していなかったが、全ての社福を対象として、例えば15年3月期には財務諸表を公表するということまでやっていただいたら私はすごい改革だと思う。

もちろん、そんなに待っていなくてもできる場所があれば、どんどん出してもらったらそれはそれでよろしいが。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 考え方は御指摘があったとおりで、そういう方向でやってまいりたいと思っている。

○佐久間委員 今の点なのだが、今、議長の言われたこともそのとおりだと思うが、一番単純なのは、都道府県に既に出したものの直近版を単純に公表すればいい。その公表方法はウェブでもいいし、その施設の掲示板に貼るのでもいいし、誰でも見られるようにすればいい。単純にそういうことだと思うのだが、それであれば多分明日にでもできるということだと思うが、いかがか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 関係者にまず周知をしないと、そこは明日とかそういうレベルでは対応できないかと思っているが、関係者とよく相談して早めに公表をさせていただくという形で。

○安念委員 あなたの言っている関係者とは、何のことなのか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） これは団体とかその辺にもお話をして。

○安念委員 なぜ団体に話をしなければいけないのか。財務諸表は行政庁にあるのだから。彼らのものではないのだから、財務諸表というのは見せるためにあることを知っているか。隠すためにあるのではなく、世の中に見せるためにある。だから了解をとる必要は全くない。

○厚生労働省（鈴木審議官） 1つ前提として御理解いただきたいのは、例えば不特定多数の投資家から投資を得て企業運営していく企業。これはしたがって透明性ということで、当然公開していくということだと思うが、実態及び制度上、今の社会福祉法人というのは不特定多数の投資家を相手にするというよりは、公的なお金を入れているので、その限度できちんと透明化を図っていくという問題であったわけである。

○安念委員 だから我々納税者がお金を払っているのだから、全国民に見せるのは当然。

○厚生労働省（鈴木審議官） ちょっとお聞きいただきたいのだが、その違いがあり、公的なお金を入れているものもできるだけ透明化を図っていくのは当然だろう。したがって、私ども全ての社会福祉法人にこれを求めていく。ただし、今、現実に企業の財務諸表と同じような公開性の求められ方を社会福祉法人が受けているわけではないが、しかし速やかにそういう状況にいてもらいますよということから始めていく。それは今日の明日ということではなく、一定の時間をいただき、しかし、それは遅滞なくやっていく。この状況の

違いだけは御理解いただきたい。私どもは決して遅らせるつもりはないので、全ての社会福祉法人に対応していただくつもりでやりたいと思う。

○佐々木委員 全然理解できなくて、つまり既に各都道府県に提出しているものがあるということは、全ての社会福祉法人は財務諸表を持っている。その直近の提出したものが存在しているわけだから、それに不具合があるないは別として、まずその提出したものを一旦掲示板に貼るなりしなさいということをして、速やかに今日でも明日でも発表していただくと、それをすぐにできるきちんとした社会福祉法人は明日に公開するだろう。それができないという人が仮にいたら、それはとても論理的に不自然で、既に提出したものを出すわけですから、これから何か加工する理由がないはず。なので、まずはそれを出していただいて、それが万が一おっしやっているように各団体、組織、法人によって何らかの違いや何かがあるのであれば、それは半年、1年かけてここを整えましょうという指導が入るのは分からないではないが、まずは存在していて、既に提出済みの直近のものを速やかに公表することは通達していただきたい。通達に半年も1年もかからないと思うので、きちんと発表していただきたいと思う。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そういう趣旨で、今日明日という形ではなかなか難しいと思うが、できるだけ早く、各法人に対して周知を図って開示をさせていきたいと考えている。

○安念委員 何回も申し訳ないが、各法人に周知しろなんて言っているのではない。情報が分かればよくて、情報の公開は情報が集中しているところに出してくださいと言うのが、一番コストが安いのではないか。だからもし都道府県に情報が集中しているのならば、都道府県はもちろん自分の私物として持っているわけではないのだから、今すぐ公表しなさいってなぜ言えないんですかということをおもひながら言っている。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 都道府県というか、所轄庁に提出をしていただいているのは、あくまでも監督指導に入るための情報として所轄庁に情報提供をいただいているということ。目的を変えるということであれば、一定の都道府県への御説明等を含めて必要になってくるのではないかと考えている。

○岡議長 次のようなことは可能かどうか回答いただきたい。最も早いタイミングとすれば、2013年3月期の財務諸表はでき上がっているはず。私は未だに作っていないところもあると思っているが、全部できているとするならば13年3月期の財務諸表を例えば向こう何カ月間に公表してくださいという通知をして、フォローもしていただくことは可能か。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そこについては前向きにやらせていただきたい。可能というか、させていただく方向でやっていきたいと思っている。

○岡議長 その検討結果、すなわち実施可能であるかどうか、厚労省として、

そういうアクションをとることについての回答を1カ月ぐらいの間にいただけると期待してよいか。

○厚生労働省 はい。

○岡議長 委員の皆様、いかがですか。

○佐々木委員 何度も言うが、基本的に提出済みのものがあるので、検討する理由があまりないと思う。

○岡議長 今のは、私からの若干の妥協案。

○佐々木委員 今月末のいろいろなまとめにきちんと入れたほうがいいのではないか。そうすると、1カ月だと少し長いような気がする。せめて1週間かそのぐらいで十分回答いただけるのではないかと思う。

○岡議長 今の佐々木委員からの提案について、私どもがこの後、当会議としての取りまとめ見解を出すわけだが、その中に社福の財務諸表公表の件を入れ込んで厚生労働省に直ちにお渡しすることにしたい。今のやりとりで私が一番早くて12年度だと思っているので、その財務諸表をどのタイミングで公表するかを早急に検討いただき、その回答を2週間ぐらいの間にできるかできないか、御検討願いたい。

大臣、どうぞ。

○稲田大臣 全然違う話なのだが、1番目のことについて先ほど審議官が設置主体によって認可しないということはいけないという通知はできないとおっしゃった。なぜなら、それはまだ法が施行されていなくて、先取りだからということをおっしゃったのだが、現時点でも例えば株式会社だからという理由で、その理由だけで認可をしないという取扱いは、むしろ合理性はなくて裁量の範囲を逸脱しているのではないか。

それを新法で明文化するだけであるので、現時点で差別的な取扱いというか、設置主体が株式会社であることだけを理由に認可しないという取扱いはやめるべきであるという通知はできるのではないかと思うのだが、いかがか。

○厚生労働省（鈴木審議官） この点は第1回から相当御説明を積み重ねてきた問題だが、まずこれは現状の法律の実態論であって、大臣おっしゃるように2年後にはできなくなる。しかし、現在日本で働いている法律の中では、自治体の裁量で株式会社をはねることができるわけである。しかし、この状態を放置するのはおかしいので、待機児童を多く抱えていながら今の法律上、許されるからといって株式会社を排除するというのはいかがなものか、2年後に施行される法律の精神を見据えて、今からそういった積極的な運用をしていただきたいという通知を出すことが、国としてできる限度であると思う。

○稲田大臣 なぜ今、株式会社であることを理由に認可を拒否できるのか。

○厚生労働省（鈴木審議官） それもこの会議で相当御検討いただいたが、今

の児童福祉法の条文の中で自治体に裁量権が認められているので、これはある意味、自治体側からすれば法律上、自治体が保障されている権利だということになる。

○稲田大臣 私は、ワーキング・グループに全部出席したわけではないが、法律の裁量権の範囲内とおっしゃるが、合理的な理由がなければ憲法違反ではないのか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 合理的な理由があって自治体はしておられるので、個別のケースに例えば訴訟が適格のある方から起こされれば、それは司法の問題になると思うが、それが行政が一義的にどうだこうだと言うことは、今の法制のもとではできないと思っている。

○稲田大臣 株式会社を理由にというのは、合理的な理由があるのか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 今の法制のもとでは、それは合理的な理由があるという判断のもとに法律が作られている。

○稲田大臣 だから、そこが分からなくて、どうして株式会社だという理由が合理的と言えるのか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 株式会社については社会福祉法人と違い、社会福祉法人は財政的な基礎とか人員体制あるいは役員、執行部の体制とか、いろいろな社会福祉法人に対する規制がかかった上で設立されているが、株式会社はそれとは全然異なった観点から設立の秩序があるわけであり、そこら辺の差異を現行の法律では是とした上で、その株式会社であるということによって例えば裁量権の範囲内でこれをはじくことができるという法制になっている。

しかしながら、これを国として全面的にいいと思っているわけではなく、そこは2年後に法律が成立して動くわけであり、地域の児童のことを考えて、法律の精神をある意味先取りして運用していただいたらどうか。こういうことを国として積極的に示していきたいということ。

○安念委員 これ以上議論してもしようがないが、そんな法制にはなっていない。それは児童福祉法35条のどこを読んでも、今の鈴木審議官のような見解はおおよそ出てくるものではない。つまり株式会社だという一事ではねてはいけないという明文がないというだけ。それは、株式会社だという一字ではねてよいということを法律が許容しているわけではない。今、鈴木審議官が言ったような財務的な基盤とかいろいろなことは個別審査の内容であって、カテゴリとして排除していいなんてことはおおよそあり得ない。そんな法律解釈をあなたたちはやっているのか。話にならない。

ただ、これは役人として今の段階で発出できる文書中の表現としてはここまでだというのは理解できる。しかし、それを法理論としておっしゃるなんていうのは全く話にも何もならない。

○厚生労働省（鈴木審議官） 御説明が足りなくて誤解を与えている。株式会社を一義的にはねていいという法律構成になっていないのは安念委員のおっしゃるとおり。その前提として今、行政として、国としてできるのはこの限度だという御説明をしたつもりでいるので、今の安念先生の御説明で私ども全く同じ考え方。

○林委員 私も稲田大臣のおっしゃられたところに全く同感。この問題は、最初から申し上げているとおり、株式会社ということで差別的取扱いをしていることが許されないという考えのもとに子育て法が去年できているわけだから、差別的取扱いに合理的理由がないことは確認ができていると思う。審議官がおっしゃられていることは、今の枠組みとして区の方でそれを上乘せすることを止められないという、そこは理解している。でも、今の区の差別取扱いがもし訴訟で争われれば、それは憲法違反になるような内容だということなので、法制度で改正しているわけだから、そこは誤解がないようにしていただきたいと思う。

その上で、今回の「待機児童解消加速化プラン」というのは非常に私も評価しているのだが、国、都道府県、区という三者の責任関係が正直、国民の側から言うと明確になっていないと思う。三者の中での役割分担という現状を踏まえて、多分このプロジェクトで5本の柱にしているのは、国が「もっとどんどん今の状態を変えろ」というインセンティブを経済的な面から与えているものと思うし、今回の資料の1ページ目の5.の通知にしても、「国として今できることをやりましょう」ということなので、そこは大変評価させていただきたいと思うのだが、欲を言えば国としてもっとできることがあるのではないかという思い。例えば1ページ目の5.の参入障壁をなくす通知なのだが、いつ出すのか。やはり早急に出していただきたい。それから、通知に盛り込む内容についても、後ろ向きにならないようにしていただきたい。この形で国が通知で「国の考え方を明確にお示し」できるのであれば、先ほどガイドラインを出せないというお話がありましたが、同じ話なので通知はできるのではないか。寺田副大臣も先ほどおっしゃっていたとおり。

前々回、岡議長から国、都道府県、区の三者で話し合いを持って、タスクフォースのように進めたらいいのではないかというお話があって結構経っているのだが、では第1回目はもうなさったかとか、私どもとしてはタイムスケジュール、この取組どのように厚労省が取り組んでくださるのかという点についてお約束をここでいただけないか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 今の林委員の御指摘は、私どもも全く同感。加速化プランについては、正に三者一体となってという御指摘も当会議で相当あったので、資料を御覧いただくと足下2年間の緊急集中取組期間という中で緊

急プロジェクトを立ち上げることになっており、これは保育の実施主体である市区町村にこれに参画していただく。そして、その所管の都道府県にも参画していただき、私どもと一緒にここをやっていくという仕立てにしている。

第1回目というお話だが、私どもはまずこれに御参画いただけるように今、全国の自治体にいろいろ説明を展開しているので、それはのんびりしていられないので、できるだけ速やかにこれを走らせてまいりたいと思っている。

○佐久間委員 この株式会社の参入の点、先ほど排除してはいけないという通知は出せないというお話だったと思うのだが、私は通知なのでそれでもいいのではないかと思うのだが、いけないという言葉が使えないのであれば、どういうことは言えるのか。例えば極めて好ましくないとか、場合によっては補助金を減らす。これはちょっとないのかもしれないが、そういう書きぶり是可以のか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 書きぶりの詳細な点については、この場でなかなかお答えするのもできないが、もう一度御説明させていただくと、2年後にこれは国民の合意で法律ができていくという点が、他の自治体の裁量に任されているいろいろな上乘せ基準とか、保育料の問題と大きく違う点だと思っている。それは2年後に国民の同意で走ることが決まっているので、その精神を先取りしてやってくださいということは通知として書けるので、今、申し上げた中身をきちんと実行されるような通知にしていきたい。

○森下委員 話をまた社会福祉法人の会計情報に戻したいのだが、時期が1カ月であろうが明日であろうが私はいいと思う。問題は、出た後それがちゃんと評価ができるかどうか。その意味ではちゃんと出た来年のどこかのタイミングで、社会福祉法人の会計がどれぐらいが黒字で、どの程度が赤字で、あるいは黒字の幅がどれぐらいかといったちゃんとした統計を出していただけないかと思っており、それは毎年公表するなりしていくことが大事ではないか。

単に見られればよいというものではなく、社会福祉法人自体のあり方に関することですので、是非定型的な資料として毎年公表するなりの形を整えてもらえないかと思う。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 社会福祉法人の経営のあり方については、今後検討していきたいと考えているが、その中でどういうやり方があるのか、その辺を御提案いただいたので、それを含めて検討させていただきたい。

○森下委員 逆に公表するとなると、多分、財務諸表も統一感を持たないと意味がなくなってくると思うので、その意味ではどこかのタイミングでひな形をきちんと出してやっていただく必要があるのではないか。先ほど税金が入っているので特殊だというのがあったが、株式会社は特に上場企業であれば一般の方のお金をたくさんいただいているということで、今J-SOXとか厳しい形で見ら

れているので、本来であれば税金が入っているほうがより厳しいのは当たり前だと思う。どちらかと言うと社会福祉法人がゆるくていいというのは、逆だと思う。人数の問題もあるので株式会社、上場企業ほどの基準を求めるのはおかしいと思うが、一方でひな形も決まっていない、統計も分からないというのは監督官庁いかなものか。むしろ、どちらかと言うとそこがちゃんと指導して、特に税金が入っている分に関しては、その税金に対してどれぐらい投入効率が出ているかということをしっかり見ていかれることが必要かと思う。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 御指摘いただいたので、その点を含めて検討させていただこうと思う。

○翁委員 厚生労働省は今まで社会福祉法人を監督してきているわけです。チェックしてきているわけだから、それは堂々と出せるものではないか。監督してきている証として出せるのではないかと私は思うのだが、そこがやや腑に落ちないというのが実感。

○岡議長 同感。厚生労働省として、健全な社福を育てていくという考え方は当然お持ちだと思う。その一助として財務諸表の公表は効果的。社福全体にはいろいろ改革する部分があるかもしれないが、保育の問題をきっかけに財務諸表の公開が実現すれば、大変なブレイクスルーになるような気がする。是非、よろしく願いたい。

○長谷川委員 岡議長は先ほど2週間とおっしゃったので、私は今ここで回答いただけたらいいかと思う。

○岡議長 2週間でやることについてか。

○長谷川委員 それがあれば、記者会見で岡議長もはっきりしたことをおっしゃれるではないか。それがないとはっきり言って新聞、テレビも書かない。

○岡議長 この後、当会議見解を取りまとめるが、今の部分については、私どもの見解の中にこういうことを要請したという形で大田議長代理に加筆してもらっている。

○長谷川委員 その要請はそれでいいが、この場で御検討いただき、回答までいただければいい。

○岡議長 厚生労働省、2週間で回答をいただくということによろしいか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） はい。

○岡議長 了解いただいた。

○山際大臣政務官 今の件に限った話ではないのだが、いつまでにというお尻を切るのは大事だという話が先ほど安念先生からあった。この御報告いただいた中でも取り組んでまいりたいとか、進めてまいりたいとか、協議しますという言葉が並んでいて、私は全然満足していない。

例えば2ページの取組を進めてまいりたいというのは、いつまでにやるのか。

そういうところがたくさんあるが、8ページの4番に関しても専門家から御意見を伺ってまいりたい。いつまでに伺って、いつまでに結果を出すのですかとか、やはり期限を区切っていただくというのは規制改革会議として大変重要だと思う。この曖昧な表現で、取り組んでいただくのは結構なことなのだが、取り組んだまま5年たちますというのでは何も意味がないから、是非いつまでというところを今の話も含めて2週間後ぐらいまでには、いつまでにそれをやるのだということを、ロードマップも含めてお示しいただくという形はどうか。

○厚生労働省（鈴木審議官） その点についても、当会議から今日おまとめいただく中にお触れいただくことになるのだろうとと思っていますので、それをいただければ、最大限尊重して我々はやってまいりたいと思う。

○岡議長 大分時間が押している。厚生労働省の皆様、たびたびおいでいただき深謝。非常に前向きな方向性を打ち出していただいたことを評価している。引き続きよろしく願いたい。

（説明者退室）

○岡議長 それでは、保育のテーマに関する当会議としての見解の取りまとめ案について、大田議長代理から説明いただく。

○大田議長代理 資料3を読み上げる。

規制改革会議は、子ども・子育て支援新制度の施行を待つことなく、この2年間に待機児童ゼロを目標にあらゆる取組を行うことを主張してきた。

このたび「待機児童解消加速化プラン」が策定され、この2年間で「緊急集中取組期間」として、約20万人分の保育が集中整備される方針が示されたことを評価したい。下記の事項を含むあらゆる措置を講じ、待機児童の解消を目指すべきである

先ほど厚生労働省から御説明があった方針について、保育チームで数日前に受け取り、厚生労働省と今から申し上げる点について合意を作ってまいった。

●が合意済みのもの、○が今後の課題。

1. 株式会社・NPO法人の参入を拡大させる。

認可保育所を経営する法人の経営形態を自治体の裁量によって制限することなく、社会福祉法人、株式会社、NPO法人がそれぞれ保育サービスの質を高め合い、どのような組織形態であれ良質な保育サービスが提供されるようにすべきである。

●保育所の設置主体については、2000年の規制緩和によって制限が撤廃されている。さらに、子ども・子育て支援新制度への移行により、設置主体が株式会社等であることを理由に自治体の裁量で認可しないとといった取扱いは許されなくなることが明文化される。経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。あわせて、当該通

知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する。

その下に書かれている矢印のところは、この運用に当たってのポイントで、また、私たちが今後の状況を見ていくときのポイントでもある。

厚生労働省は、通知が出された後の株式会社の参入状況について調査を行い、情報を公表すべきである。

「加速化プラン」によって賃貸方式の施設整備に支援がなされ、株式会社等による施設経営が容易になることを評価する。さらに「安心こども基金」に基づく補助金が多様な主体による保育サービスの提供に資するようにすべきである。

2. 利用者のニーズに応え、保育サービスを拡充させる。

自治体が単独施策で進めている認可外保育施設（認証保育所や横浜保育室）が、認可保育所の基準は下回るものの高い利用者満足を得て、大きな役割を果たしている現実にかんがみ、その支援を拡充すべきである。

●5年間で認可保育所への移行を目指す認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする。

補助対象となる基準があまりに厳格で、実質的に機能しないことがないように、今後注視していきたい。

現在、自治体認証の保育施設で行われている長時間開所やゼロ歳児保育が認可保育所に移行しても確保されるよう、第三者評価による情報開示（後述）を充実させるべきである。

「児童福祉施設最低基準」を上回って配置基準や施設基準を設定する自治体について、上乘せ自体は望ましいにせよ、待機児童が多い場合は、保育の質を維持しつつ量の確保も重視すべきと考える。厚生労働省は自治体の取組の状況について公表すべきである。

東京、神奈川、埼玉については既に調査をしていただいているので、このような調査を全国において行って公表していただく。

○親の就業形態、就業の有無にかかわらず、必要に応じて保育サービスを利用可能としていくべきである。多様な経営形態を増やすと同時に、今後の課題として、保護者が多様な保育サービスを直接選べるようにすべきである。これは今後の課題。

○認可外保育施設の保育料は認可保育所より高いことが多く、認可保育所に子供を預けられない場合、経済的にも大きな負担を背負うことになる。厚生労働省は、保育料負担の格差是正を図る自治体の取組を支援すべきである。

3. 保育の質の評価を飛躍的に拡充させる。

保育所に対する第三者評価の実施率（2011年度実績3.52%）はあまりに低い。また、保育の質は、保育士配置や面積など数値による外形基準のみならず、一

一人一人の子どもを大切に育てているかという保育の姿勢や保育の内容、利用者（子どもと保護者）のニーズの充足度などの視点にもより重点が置かれるべきである。

●第三者評価の実施率目標を定めて質の評価を拡充させる。そのために厚生労働省は、2013年度中に評価機関と評価者の質の向上を図り、新制度への移行に合わせて受審率目標を策定する。また、受審のコスト負担のあり方について、新制度施行までに結論を得る。

○今後の課題として、事後的な質の評価の充実にあわせて、認可・認可外全体の利用者の充足度に関する評価や予算上の制約等を勘案し、合理的な最低基準が設定されるようその在り方を常に見直すべきである。

4. 保育士数を緊急に拡大させる。

都市部での保育士不足を少しでも緩和する観点から、保育士の資格取得について改善策を講ずべきである。

●保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間から5年程度に延ばすことについて、2013年度中に結論を得る。

●保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2カ月を要するが、緊急性にかんがみ、その迅速化について、2013年度中に結論を得る

○保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすべきである。これに伴い試験実施経費が上昇し、試験料（1万2,700円）が上昇することが問題点とされているが、保育士不足の緊急性にかんがみ、この5年間だけでも財政措置で試験料を据え置き、回数を増やすべきである。この点について、7月末までに厚生労働省に結論を求める。

5. 社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報を公開する。

保育の質を確保するためにも、また公費投入の妥当性を判断するためにも、社会福祉法人の経営の透明性向上は必須である。認可基準上、業務・財務に関する情報は自主公表とされているが、経営の透明性を高めるために、社会福祉法人の経営情報を公表するとともに、その内容を分かりやすく改善すべきである。

●2012年度の財務諸表の公開について、厚生労働省は本日から2週間以内に結論を出す。

●すべての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うこととし、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、2013年度中に結論を得る。

この後に、先ほどの皆様の御議論と議長の取りまとめを受け、次の一文を加えたいと思う。後で御意見いただきたい。

2012年度の財務諸表の公開について、厚生労働省は本日から2週間以内に結論を出す。

6. 事業所内保育施設の設置を容易にする。

「加速化プラン」において、事業所内保育施設への支援が充実されることを評価する。多くの事業所で保育施設が整備されるよう、事業所の実態に適合した制度の運用を行うべきである。

●事業所で保育施設を整備する際に、避難用の屋外階段設置（保育室が4階以上の場合）が阻害要因となる場合が少なくない。同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について、2013年度中に結論を得る。

保育サービスの整備は、各自治体の自主性を尊重しつつ、政府・都道府県・市区町村がそれぞれの役割を果たしているが、三者の連携には課題が少なくない。例えば、政府による市区町村の保育行政の実態把握はいまだ不十分である。今後、保育に関する政策の実効性を高めるために、政府・都道府県・市区町村が戦略と情報を共有し、三者一体で連携を進めていただきたい。

以上。

○岡議長 ただいまの議長代理からの説明に対する御意見、御質問を。

○安念委員 先ほどの財務諸表の公表だが、3ページの一番下の●の心は、社福が自分で財務諸表を公開するプロセスについてなら、今年度中待つてやろうというだけの話であって、情報の蓄積はもうあるのだから、今、議長代理がおっしゃった2週間というのは、既往のものを出すなら簡単でしょうという話で、この3ページの最後の●とは全然違う話と私は理解しているので、何ら矛盾はないと思っている。

○大田議長代理 今の点は先ほどの文章を●と、もう一つ別の●で出すということですね。分かった。

○岡議長 別の●にするか。

○安念委員 どちらでもいい。

○佐々木委員 別の●にするときに、すぐに出すほうが上か。2012年のほうはすぐに出すというのが上にあって、全てのところが。

○岡議長 時系列的にしたほうが宜しい。他いかがか。

○佐久間委員 1ページ目の例の保育所の設置主体に関してだが、先ほどの厚労省の話だと、ここの「経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう通知する」ことできない、つまり株式会社であることだけをもって排除することはやっていけないとは言えないという返答だったと思うが、我々はそれは了解せずに、つまり株式会社であることだけをもって排除することがないようというのがここに入っている。こういう意味だと理解してよろしいか。

○大田議長代理 株式会社等であることを理由に排除することはしないという

通知。

○佐々木委員 というのが、この規制改革会議のメッセージだということで、先ほど厚労省は、それはできないというようなことを言っていたと思うが、再度そこはそういう通知を出すべきだということか。

○大田議長代理 いずれにしろ新制度では設置主体が株式会社等であることを理由に、自治体の裁量で認可しないといった取扱いは許されないということが明文化されるわけ。したがって、それを踏まえて通知を出すということです。この部分は合意事項。

○佐久間委員 ただ、それは今すぐに通知を出すということ、つまり株式会社であることをもって排除してはいけないという通知を出すことは出来ないという理解だと。

○大田議長代理 通知自体は直ちに出す。

○佐久間委員 通知は出すのだが、その通知の内容として株式会社であることだけをもって排除することはいけないということを、通知内容にはできないというのが返答だったと思うが、にもかかわらず、ここではこの経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるというのは、株式会社であることをもって差別してはいけないよということと同義なので、先ほどの厚労省の回答があったとしても、この会議としてはこういう言い方をするということですねという確認。

○岡議長 その通り。株式会社のことだけではなく、「経営形態にかかわらず」ということで、その中には株式会社のことも入っているという理解。

○大田議長代理 そう。

○林委員 私も大賛成なのだが、今日新しく出た点として、山際政務官から御提案のあった2週間ぐらいでロードマップを提出せよというのもどこかに入れないか。先ほど社福の件だけはその点が入ると思うのだが、今日出された資料2にいろいろ書かれていることについて、期限を切ってロードマップを厚労省に出させることが、全体的な回答へのお尻を切るという意味で実質的な効果があるのではないかと思うのだが、いかがか。

○大田議長代理 2013年度中に結論を得ることは書いているので、その経過については随時こちらとしてもフォローアップをしていきたいと思っている。

○岡議長 寺田副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 林委員も御指摘になった例の(7)は、例の上乗せ基準に対する国からの、やはり今、保育の量の確保にシフトすべきだという部分に対する当規制改革会議の見解はどうなのかという点と、これは大田代理の御質問で、財務諸表を分かりやすく改善すべきというのがある。これは今のBS、PLあるいは利益処分表、キャッシュフロー表に加えて任意的特記事項を設けるという意

味なのか、あるいは別のフォーマットで分かりやすいプレゼンをすべきという、ちょっとこの中身をお聞かせいただければと思う。

○大田議長代理 まず1つ目の上乘せ基準については、2ページ目の2の1つ目の●の3つ目。これについて私どもの要請はガイドラインを出すべきであるということだが、先ほど厚労省から御説明があったように、地方分権の観点でそれはどうしてもできないということだったので、せめて調査して情報を出して欲しい。出すべきだということで、その点については合意ができています。

○寺田副大臣 ガイドラインを出せないことはないと思う。先ほどの議論で株式会社は出すわけだから、自治体裁量行為の部分であっても今は量の確保が大事だから、そういうものに十分留意してくださいということは法的にも言えるのではないかと。

○大田議長代理 違いは、株式会社で排除してはいけないというのは明文化されていないが、2000年の規制緩和で認められている。ところが、上乘せ基準がいいか悪いかというのはまだ認められていないわけで、厚生労働省の主張としては、ガイドラインがいけないという方向の誘導になるのではないかとということ。ここは結構時間をかけて折衝したのだが、せめて情報を出すというところで折り合ったというか、それが実情。つまり、株式会社参入とはその点が少し違うということ。

2つ目の点は山口参考人に補足していただきたいのだが、今の社会福祉法人の財務諸表では、お金がどう使われているかが必ずしも明らかではないという点があるので、そういう工夫をしていただくということで、その例は山口さんに御説明いただいてよろしいかと。

○山口参考人 社会福祉法人の財務諸表というのは、基本的には企業会計に近いものがあるので、それで全容は把握することはできるが、ただし、やはり細部となると、細部というのは明細のことだが、例えば賃金とした場合にこれが経営者層の賃金なのか、現場の保育士層の賃金なのかというのは明確に分かれていないわけだから、そういった意味では明細が分からないということ。それ以外のところは費用科目はほぼ全容は把握できる。

○寺田副大臣 今の財務基準だと、役員報酬とそれ以外は分かれています。

○山口参考人 社会福祉法人の会計の場合、役員報酬というのは理事会に相当するのだが、理事というのは基本的には報酬がとれないようになっている。そのかわり、理事が園長とか主任とか、そういった現場職を兼務しているので、だから賃金というのが全部そこに包含されているから、だから経営者層とその他の人の賃金が分からないということ。

○寺田副大臣 またちょっと教えてください。

○岡議長 こここのところの趣旨は、そういったことをより改善しましょうとい

うこと。

○安念委員 その点について、今の副大臣の御指摘は大変重要なことだと思う。つまり、財務諸表そのものが分かりやすい必要は全然ない。なぜかという、あれはもともと玄人にしか分からないのであって、財務諸表そのものを素人分かりにできるようにしろということではないと理解している。

つまり、ここで言う「分かりやすい」というのは、例えば総括表のようなものを作って分かりやすくするとか、そもそもアクセスをしやすくするということであろう。財務体質そのものについて、専門家の吟味が得られやすいような環境を作るといふことだろうと私は理解しているし、誰が見ても分かる財務諸表を作れとか、そういう要求をしているのではないと理解している。

○岡議長 それはそうだろう。

○林委員 4ページの最後の「政府、都道府県、市町村が戦略と情報を共有し、三者一体で連携を進めていただきたい」というところが非常に重要だと痛感している。この問題の根深さはいろいろなことに共通すると思う。

この「三者一体の連携」というのが、例えば全国連絡協議会を作るとか、年に1回、委員の数ばかり多くて実質的な議論ができないような会議を設けるとか、そんなことになっては全く意味がない。文章に盛り込むかどうかは別なのだが、本当に機動性のある取組具体的な方策のロードマップを示していただきたい。

同じ東京にいる国と都がどれだけ遠いかということ、私はこの問題を勉強させていただいて痛感した。三者と言っても結局、厚労省は都と話さない。区に行く。三者と言っても国と都が話し合えていない。都と区、国と区という形で、法律の作りも三者の責務が3つに書き分けられていて、それぞれが中途半端と言ったらあれだが、最終的に誰がどこで責任を持つのかが見えない。私は国が最終的に責任を持つべきだと思うのだが、それが実施主体は市町村とあって逃げられてしまうところがある。本日の文章は完成したものだと思うので、これでよろしいかと思うのだが、引き続き規制改革会議としては、そういった三者のあり方についての観点をどこかで打ち出せたらと思っている。

○岡議長 これは大田議長代理にお願いして入れてもらったのだが、産業競争力会議でも私はこの点に触れた。田村厚生労働大臣には「失礼ながら、できていませんね」と。これはひょっとすると保育だけではなく、政府全体のいろいろな分野にもあてはまるのではないかという問題意識を持っている。

したがって、保育のテーマをきっかけに、政府と都道府県と市区町村の連携プレーを進めてもらうことを、機会を捉え政府に訴えていきたい。ただ、林委員御指摘のように、ただ全国会議だけやっておしまいというのでは全く意味がない。各論で何をどうやっていくのかをしっかりと議論することが効果的機能的

なやり方。この取りまとめでは、とりあえずこういう問題提起を出して、これを保育だけではないというふうにフォローアップしていきたい。

○翁委員 問題意識として2つ申し上げたい。直してくださいということではないのだが、3ページの上から2番目、今後の課題として2のところでも認証保育所で非常に高い利用者の満足を得ているということがあるので、これから質をどう評価するかということに関しては合理性だけでなく、多面性というかそういった利用者の評価を重視して最低基準を是非勘案していただきたいというのが私の問題意識としてある、是非よろしくお願ひしたい。

それから、先ほどの社会福祉法人の会計情報のところも、本当は分かりやすくなるというのは、実際は納税者に経営実態が正確に分かるようにというほうが、より意図が通じるのではないか。分かりやすくというのがやや意味が分かりやすくないように私も感じて、正確な実態が分かることが非常に重要だということを、もし記者会見などでお話されるときにはお願ひしたい。

○大田議長代理 具体的に、例えば経営実態が分かりやすくなるようにとか。

○翁委員 私はそういうふうにしたほうが、より。

○大田議長代理 そうですね。財務諸表は厚生労働省との合意のところでは書いてあるので。

○滝委員 結構具体的な形でやるべきことが固められてきたが、これには横浜市の例が大きい。2年という目標を林首長が決めてそこをやり遂げてきており、その過程の中ではいろいろなことをやっておられる。私も担当の局長さんと2時間ばかり話したが、我々民間がやるのと同じような目標設定の中で素晴らしいアイデアが出てきて、それを形にしている。そして、何を得たかということ、たとえば世田谷区に住んでいる人が今、横浜に住みかえていて、お金の問題はともかくとして、自治体の魅力づくりに関してはすごく成功している。

国が全て合理的に決めるというのは悪いとは思っていないが、やはり首長権限の中での地域の価値づくりということでは、この問題はいいテーマであると思う。そういう意味で、国は頑張っているところに対して補助金を渡して好きなようにやりなさいとか、そういう自主性を持たせるインセンティブを出していくような仕組みがとても大事なのではないかという思いがある。今回、とても具体的にいい形ができてきているのは、やはり横浜市がある意味でやり遂げたという中ですごく具体的ないろいろな事例が出てきたからであり、今後もそういう首長権限の中での取組を大切にすべきだと私は思う。

○岡議長 滝委員の御意見については私も全く同感。見解の最後の「三者連携」の中には、そういう思いも込めた。国、都、区それぞれがその役割をしっかりと担うということ。国が全てやるのでももちろんないし、自治体に全て任せてしまうのでもない。ただ、言葉では簡単だが、実行するのは難しい。私は前回の

この会議で民間企業の連結経営の話をした。行政の問題は、企業ほど簡単でないことは承知している。東京都であれば区が、地方であれば市町村の首長のリーダーシップと、まちづくりのビジョンがベースにあることは間違いない。その中の大きな要素として、子育てあるいは保育があるわけだが、その他にもいろいろなテーマがあると思う。先ほど林委員のお話のときに触れたが、私どもが保育という切り口から、三者の連携プレーについて具体的にフォローアップしていったらよろしいのではないか。

○佐久間委員 先ほどの3ページの翁委員が御指摘された会計情報なのだが、ここは財務諸表の財務情報だけを分かりやすくという議論ではないとの確認。

財務諸表に盛り込まれない例えば関連者取引だとか、理事と幹部との間の関係。これは上場企業であれば開示がある程度要求されているわけだが、そういうものもちゃんと開示されるように持っていくということが、正に経営の透明性を高めるということなので、そこを考慮していただければと思う。

先ほど山口さんがおっしゃったように理事は無報酬。ただし、理事とその関係者に賃金が幹部職員の賃金として払われているという実態。あと、関連社取引によって機材納入会社と社福の間で取引があるとか、こういうことがちゃんと公表されていくことが目指す方向だと思うので、そういう意味では財務諸表だけに焦点を当てると、そこが場合によっては抜けてしまうので、そこだけは注意していただければと思う。

○大田議長代理 御議論を受け、このように変えてはどうか。5のところの今の社会福祉法人の会計情報を分かりやすくなるよう改善し、公開するという部分を次のように変える。

「社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報を公開する」にして、次の明朝体のところの下から2行目「社会福祉法人の財務情報を公表するとともに」とあるが「社会福祉法人の経営情報を公表するとともに、その内容を分かりやすく改善すべきである」でいかがか。よろしいか。

○松村委員 今の点はその後、●を2つにした後の2つ目に作る●に含まれるということか。そういう単なる財務情報の公開以上のことに踏み込む検討までするからすぐにはできず1年かかる。こういう整理にすることか。

○大田議長代理 今の点はまだ厚生労働省と打ち合わせたわけではないので、少なくとも今、厚生労働省から回答が出ているのは財務諸表について回答が出ているわけで、今いろいろなお話があった経営実態がより実態が分かるようにするというのは、これから継続して取り組んでいきたいと思っている。

○山口参考人 違う点だが、これらのことがある程度実現してくれば、かなりの勢いで保育園が増えると予想されるのだが、その中でも重要なことは、都市部では何度も申し上げるが、保育士数が圧倒的に足りないという状況がござい

ます。それを解消するのに保育士の基準緩和だとかいろいろこの会議でも議論があったと思うのだが、なかなかその壁は突破できなかったと思う。

せめて先ほど、これはまだ今後の検討事項になっているが、試験を年1回から2回にするというのはかなり有効なことだと思っている。多分だが、私の感覚で言うと国家試験を受かって保育士になれる方というのは、大体3回ぐらいは受けている。そうすると最低でも3年。3年たつと前の科目がなくなってあきらめる人もたくさんいるわけだが、それを半分にすると、期間を半分にすることも、今の緊急対策としては非常に重要なことだと思う。試験料が上がるとか言うのだが、ここにどれだけの予算がかかるかわからないが、恐らく1億か2億、せいぜい3億、4億円程度の金額だと思うので、失礼ですが、そんなあほな言いわけではなくて、本気でやる気があるのだったら、こんなことぐらいできるではないかということで強く要望していただきたいと思っている。

○岡議長 今の点は●とするか。試験料が上昇することが問題だという回答だが、我々からは、国がある期間、財政措置で試験料を据え置くという要望を出している。財政負担は1億ぐらいか。副大臣、今の点について。

○寺田副大臣 これは規制改革会議として、予算の議論だから必ずしもスコープではない訳だが、せっかく加速化プランが総理指示で出ているわけであるし、この分野の予算を増やすことは当会議としても問題ないと思う。この間の試算が何万人というのをもう一回精査する必要はあると思うが、これとともに規制としては先ほど議論になっている必置規制も継続検討にはなっているが、両方要るのだろうと思う。

○岡議長 保育士の数が足りないというのは○だが、たしか総理もおっしゃっていた。試験の回数を増やすべきではないかという点についてもデッドラインを設けて、早急に回答を出してもらいたいような言い方にするか。どれぐらいがよろしいか。

○大田議長代理 次の試験は8月。

○岡議長 では、8月までに、この点についての結論を出してくださいと。

○山口参考人 あと、厚労はたしか準備期間がないということもおっしゃっていたと思うが、筆記試験というのは8月に1回だけだから、終わった翌日から準備期間があるわけで、あまり変な言いわけをさせないようにしていただきたい。

○岡議長 そうすると、今まで8月に毎年やっていたものをやるということは、具体的に言うと8月、2月という感じになる。では8月までにということで、7月中に回答を求めることにしたい。

○大田議長代理 文章を確認してよろしいか。保育試験の回数のところだが、回数を増やすべきではないか。増やすべきにするか。

それから、一番上の保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にするにするか。〇がついているので、これに伴い云々で、回数を年2回にすべきである。下も回数を増やすべきである。この点について保育士試験が行われる8月までに、あるいは「7月中に厚生労働省に結論を求める」でよろしいか。7月末までに厚生労働省に結論を求める。

○岡議長 今のやりとりで部分的に修正が加えられたが、それをもって当会議の見解として…。長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 この社会福祉法人の盛り上がった議論の財務諸表のところだが、この話は私もお伺いしていて本当にびっくりした。それで必ずしも多くの人々あるいは記者が、この問題はこういう大問題なのだということが分かっていないと思う。そのあたりは岡議長の会見で是非補足して、岡議長は要するにないところがあるのではないかと思われたと、ここでは踏み込んでおっしゃられたが、会見でどう言うかは別として、問題の構図はこういうことなのだということをして是非明らかにしていただきたい。

○岡議長 私の気持ちも長谷川委員と同じ。実は、昨年11月の規制改革委員会の介護関係のヒアリングで何度言っても厚労省からポジティブな回答をいただけなかった体験をしていたので、今回の厚生労働省は相当踏み込んだという意味で高く評価している。

○長谷川委員 だから一連の議論があったことも踏まえて記事が出ると、これははっきり言ってすごい大きなニュースというか、問題の根深さがよく分かるので、その辺りを是非大田代理と一緒に丁寧にブリーフィングしていただきたい。

○岡議長 承知した。

○林委員 市町村の首長とか、区議会の方に、保育の問題が選挙での投票者の投票選択につながることをアピールすべきで、それをアピールするのはメディアだと思う。メディアに、市町村の人たちが実施主体として今、実権を握っているというか、実施主体として動かしているのは市町村なのだということが分かるようにお伝えいただければと思う。

○岡議長 それも承知した。今日の記者会見の中で大田議長代理から、あるいは必要であれば私も補足説明する。

それでは、保育については、今申し上げたような形での取りまとめとさせていただきます。

(3) 各ワーキング・グループ中間報告

○岡議長 それでは、第3議題の各ワーキング・グループからの中間報告に入りたい。翁委員、安念委員、鶴委員、浦野委員の順番でお願いする。

○翁委員 それでは、手短に健康・医療ワーキング・グループの検討状況について中間報告を行う。資料4-1。

健康・医療ワーキング・グループは8つの検討項目を設置していたが、優先的に検討する事項として再生医療の推進、医療機器に係る規制改革の推進、一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備、医療のICT化の推進ということで検討を行っている。

簡単に申し上げますと、再生医療については既に本会議で見解をまとめているが、現在、厚生労働省におきまして再生医療関連法案の検討が行われておりまして、ワーキング・グループとしてはこれを一層推進するという観点から、先日の観点に沿ってここに書いてあるような内容で、具体的な運用のためのルール整備を求めていくという次第。

医療機器だが、医療機器については御承知のとおりデバイスラグの問題が非常に大きく、厚生労働省では現在、薬事法改正法案の検討が行われているところであるが、ワーキング・グループとしてはこの制度を早く構築し、いち早く先進的な医療機器を国民に届けるという観点から、記載のような点を中心に検討を行っており、法案成立後の具体的な取組について継続して求めてまいるという姿勢。

3点目は一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備ということだが、食品に関する機能性表示というのは、いわゆる特保と言われる特定保健用食品や栄養機能食品として一部の食品にのみ制度として認められているわけだが、それ以外のいわゆる健康食品においては機能性表示が認められていないということで、消費者が知りたいというニーズにも応えられていない。また、国民のセルフメディケーションの推進という観点から見ても、こういった機能性表示を充実していくことは非常に重要だと考えており、国際先端テストも活用しながら関係省庁や事業者などからヒアリング、意見交換を行っており、課題の検討を行っている。

記載のような内容の点について、今後、具体的な検討を行っていこうと思っている。4点目が医療のICT化の推進だが、こちらは患者の受診から診療報酬に至るまでの医療情報を総合的にIT化していくことが非常に重要。国民自ら健康情報にアクセスしてセルフメディケーションしていくということや、予防医療への活用や遠隔医療の推進にも資するということで、医療全体の効率化や高度化を含めて様々な可能性を秘めているというように思っている。記載のような検討の項目について、制度の見直しについて今後、検討をさらに深めていきたいと思っている。

○安念委員 随分時間が超過してまいったが、ごく簡単に申し上げます。資料4-2、項目をまとめていただいた。

経過は3ページに出ている。現在どういうステータスにあるかと申しますと、いわゆる短冊、後についている53項目をひとあたり第1回目として、各所管省庁に投げて、それで第1次のレスポンスは一通りもらって、さらに当ワーキングでそのレスポンスに対する対応を考えて、第2次のこちらとしての案を投げかけていて、今その刈り取りの最中というのが現在のステータス。連休が明けたころには一通り各省庁の態度が明らかになるところ。

一つ一つは極めてテクニカルだが、概況を申し上げると、極めて意外なことに、かなり重要だと思う項目で、向こうのほうから倒れてくれたというのが幾つか出て、私の時間だけは長い規制改革の歴史の中で、これほど相手が倒れてくれたことがないので、どうしたのかなと思うぐらいあった。

それから、第1次の刈り取りとしては相当ポジティブな答えが出て、滝本室長以下、事務局の面々の御奮闘にまず感謝するところ。

ただ、幾つか削除しろとかふざけたことを言っている項目があるので、これについては絶対こちらから倒れてはいけない。退却を許さず、降伏を許さず、旧日本陸軍と同じで玉砕の覚悟でやってくれと言っているところなので、きっと玉砕覚悟でやってくれるだろうと思っているが、できるだけとにかく取るつもり。

○鶴委員 雇用ワーキングは、資料4-3、検討の経緯を書いている。

雇用の分野については3つの大きな柱を立てて、正社員改革、民間人材ビジネスの規制見直し、3番目は規制改革の分野ではないが、セーフティネット、職業訓練・教育の強化という3つを考えていて、主に最初の2つの柱、最初の正社員改革についてはジョブ型正社員。これは職務、地域、労働時間が限定された正社員の雇用ルールを整備する。これは優先項目として扱っている。

正社員改革の2番目としては労働時間の問題。それから民間人材ビジネスについては、これも優先項目は有料職業紹介事業の規制緩和、派遣の問題。優先項目のジョブ型正社員、有料職業紹介事業については、この第2回で有識者がヒアリング、第3回にワーキングとしての考え方を提示して、第4回、4月25日に厚労省からヒアリング、我々の考え方に基づいて厚労省の考え方を伺いするという状況。

別添3のジョブ型正社員の雇用ルールの整備については、かなり詳しくワーキングから考え方、方針を出している。厚労省と議論した状況は、私は基本的にベクトルは同じ方向を向いているのではないかと。ただ、若干まだ公的な関与について厚労省も今、お考えになっている。ただ、彼らが産業競争力会議にお示しされた資料には懇談会を作って議論する。ただ、来年度ということをお話されていて、そんな悠長なことを言っていたら困りますよと。今日も尻尾を切ったというお話があったが、速やかに検討をしていただくことで、もっと具体

的な法律事項の話についても今、ワーキングで検討して、向こうのほうに相談していく状況。

一方、有料職業紹介、派遣については国際先端テストの項目に挙げていて、国際比較の視点から規制のやり方をどうやるかというのを、主にそういう視点で考えている。1回ヒアリングをしたが、まだ若干方向性が出ておらず、次回、これは2ページ目の5月9日の会合で、もう一回少しこちらの方針を出して厚労省のお考えを聞く。労働時間についてはまだ厚労省とも議論をしていないので、次回ここを議論して、6回会合、5月中旬以降にワーキングとしての報告書をまとめていく。これまで出していった資料を組み合わせるような形で、ある意味での包括的な雇用制度改革という姿を描いていきたいと思っている。

○浦野委員 本日、座長の大崎委員が御欠席なので、私から創業等ワーキングの検討状況の説明をさせていただく。

まず規制改革の目的として3つ挙げているが、これに対する検討項目が非常に多岐にわたる。しかし、今日申し上げる検討項目それぞれ規制改革の目的に沿ったものとなっている。

まずリスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出であるが、日本では今、非常にベンチャー企業の活躍というのが昔に比べてかなり影が薄くなっていて、この間の問題は別として、これを資金供給の面から応援できないかということを見ると、例えば企業内容等の開示の合理化とか、あるいは新規上場時における最低株主数基準の緩和とか、様々に応援できる部分があると思うので、こういったところで今、検討をしているところ。

リスクマネーということで考えたときに、総合的な取引所の創設によって市場取引の活性化を目指せるのではないかということで今、検討を開始しているところ。

インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大だが、ここについてはまず優先検討項目ということで容積率の緩和・区分所有法における決議要件の緩和といったことを取り上げている。これは現実的にいわゆるマンション、団地の老朽化が非常に進んでいる。これは地震との兼ね合いもあるわけだが、こういったことを建て替え等々をやっていこうとしたときに、現状の法律ではかなり実質厳しいといったことが出ているので、この辺を緩和していきたい。特に容積率の問題と決議要件の緩和を今、議論しているところ。

まだ議論はしていないのだが、先進自動車の公道走行試験にかかわる迅速化。これも実際に公道走行試験については様々な規制があって、なかなか技術開発が進まないところもあるので、これを議論してみたいと思っている。

国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境だが、1つはこのIT化、グローバル化等の社会経済の変化に対して、いわゆる

ビックデータビジネスといったものが今後いろいろなことを開発していく上で重要と指摘されているわけだが、その中で匿名化された情報の利用制限の見直しといったことが1つの課題になっている。これはやはり企業が保有している情報の活用を促進していく意味で、この見直しを検討してみたいと思っており、これもまだ実際には来週以降に検討していくことになっている。

もう一つ、信書便法の見直しということで、この信書を取り扱う分野は今でもかなり宅配便等を含めて変わってきてはいるのだが、ここをもう少し踏み込んでみたい。

産業ロボットの問題とか、あるいは市外局番の取得にかかわる問題、新規化学物質の審査制度の見直し等々も進めたいと思っているし、輸出にかかわる通関業務が各税関の所在地でしなければいけないというのを、どこか一本でどこでもできるようにしてはどうかといったことも今、検討を始めているところ。

○岡議長 それでは、今の各ワーキング・グループの中間報告について、御意見、御質問を。

○松村委員 創業等ワーキング・グループの最初のページの最後に書いてある先進自動車の公道走行試験というところ。これは環境・エネルギーのところでは名前は若干違うのだが、次世代自動車普及の問題と密接に関連しているので、情報を共有しながら進めていければと思う。

○翁委員 創業ワーキングの匿名化された情報の利用制限の見直し、ビックデータは医療のIT化とも非常にかかわる分野なので、是非情報共有させていただきたい。

○岡議長 それでは、今日の中間報告に基づき、今後検討項目について各省との協議をさらに進めて、取りまとめ案を5月中下旬に報告いただくことになる。大変過密なスケジュールで申し訳ないが、できるだけ多くの項目を答申に入れたいと思っているので、よろしく願いしたい。

次に、議題4として、規制改革実施計画を予定していたが、時間が大分押しているので、次回の会議に持ち越すことにする。

最後に、事務局から。

○滝本室長 次回の会議は5月15日に開催を予定している。詳細は改めて事務局から連絡をさせていただく。

○岡議長 以上で本日の会議を終了する。連休の真っ只中にもかかわらず多数御出席、大変活発な議論をしていただき、ありがとうございました。